

漁協系統信用事業における総合的な監督指針 新旧対照表

改正後	現行
<p>Ⅲ 組合監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－４ 水協法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－４－５ 自己資本比率の計算</p> <p>Ⅲ－４－５－５ 自己資本比率算定に際してのチェック</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 不良債権証券化エクスポージャーに係る資本賦課について、</u> <u>規制裁定行為に当たる取扱いが行われていないか。</u> <u>特にB I S告示第 243 条の 4 第 2 項について、同項に掲げる</u> <u>要件の全てに該当する場合であっても、不良債権以外の債権に</u> <u>対するリスク・アセットの削減を目的とする場合には、同項に</u> <u>定めるリスク・ウェイトの適用を認めない。</u></p>	<p>Ⅲ 組合監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－４ 水協法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－４－５ 自己資本比率の計算</p> <p>Ⅲ－４－５－５ 自己資本比率算定に際してのチェック</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

附 則

この通知の改正は、令和 6 年 3 月 31 日から適用する。